

「杉並区国保年金課業務公募型プロポーザル」にかかる質問事項の回答【R2.9.10】

質問事項	回答
○要領 1 ページ目の、2、(1)、エ 事業規模に(1年間の平均税込み概算額)とありますが、毎年度の契約金額を変更してもよろしいでしょうか。	○1年間の平均税込み概算額とは、3年間の平均年額の概算額(税込み)ということです。そのため、各年度は同額となります。
○新型コロナウイルス感染症の影響により法人税等の特例猶予が認められている場合、応募はできますでしょうか。また提出する書類は何が必要でしょうか。	○新型コロナウイルス感染症等の影響により特例猶予が認められていることを証する書類の提出があれば応募は可能です。なお、提出する書類は納税証明書として「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書(その1)」などとなります。
○業務内容説明書の別紙1「係別委託業務一覧」2ページ目、国保資格係の「3賦課・保険料案内」には、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免対応についての記載はないが、対象外と考えて良いでしょうか。	○新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の窓口・電話での受付対応は、委託業務に含みます。
○様式3の企画提案書の注意事項に、文字サイズは12ポイントとあるのは、図表等を記載する場合も必須なのか。	○文章の文字サイズは12ポイント以上でお願いします。図表等内については、読み取れる大きさが確保されていれば、可能な限りで結構です。
○提出書類の正本、副本の違いは何か。	○押印等が必要な書類については、原本は正本に、副本にはコピーを添付してください。なお、正本のファイルには「正本」、副本のファイルには「副本」と表示してください。
○提出書類の法人財務諸表等の中で示している「預貯金残高証明」は全国の金融機関から取り寄せるには、時間と費用が掛かるが、どうしても必要か。	○提出できない理由を明記していただければ、省略可とします。
○提出書類の法人財務諸表等の中で示している「財産目録」は必須か。	○他の書類(一覧表等)で代替で表示されていれば、省略可とします。
○見積書への代表者印の押印は、新型コロナ禍の現在、リモートワーク等で時間的に難しい可能性があるが、省略は可能か。	○社内での意思決定が確実に取れているのであれば、代表者印については必須とはしません。
○基本業務及び準備業務の履行において、報告書等の作成のため、コピーとプリントアウト機能を持った印刷出力機器の事業者持ち込みは可能か。	○設置場所、使用電源の確保が、可能な範囲であれば可能です。